

# 学校いじめ防止基本計画

## 1 学校いじめ防止基本計画の策定にあたって

本校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」（平成26年7月10日東京都・東京都教育委員会決定）を踏まえ、「大田区いじめ防止対策推進条例」（令和3年4月1日施行）に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 いじめの防止等に関する取組

本校は、区教育委員会と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の3つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じて指導にあたりるとともに、「重大事態への対処」を適切に講じていくこととする。

### (1) 未然防止

- ・学校全体に「いじめは絶対に許されない」という意識高揚のため、朝礼や行事、学年集会、学級活動、道徳などを通じて横断的にいじめ防止に関する指導を徹底する。
- ・道徳はもとより、各教科等の学校の教育活動全体を通じて、決まりやルールについての理解を深め、人権意識や規範意識を養うとともに、いじめを許さない態度を養う。
- ・いじめに関する内容を教職員校内研修等で扱い、OJT等を通じて教職員の資質を向上する。
- ・インターネットによるいじめを防止するため、「情報モラル教育」を定め、全学年/全クラスで月1回、情報モラル教育を実施する。また、セーフティ教室等を開催し、年間計画に基づいて、生徒への啓発を継続的に行う。
- ・教育相談（7月、12月）、保護者会（4月、3月）、学校だより、生活指導便りを含めた広報などを通して家庭との連携・協力を強化し、開かれた学校づくりを推進する。

### (2) 早期発見

- ・教師と生徒の信頼関係を構築するため、日頃よりコミュニケーションを深め、心の通った生徒指導を心がける。
- ・大田区学校生活調査と学級集団調査（6月、11月）、奇数月に実施するいじめ悩みアンケートを活用し、教育相談を実施し、早期のいじめの実態を把握するとともに、生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・保健室及び相談室の利用を組織的に促し、外部機関との連携を図り、電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・生徒に関する情報を全教職員で随時共有し、複数の視点から軽微ないじめを見逃さない客観的に対応を検討する。

### (3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合、特定の教師が抱え込むことのないように、直ちに情報を共有し、生活指導主任、管理職に報告を行い、対応を検討し、組織的な対応を実施する。
- ・事案が生じた場合は早期に事実確認を行い、該当生徒の保護者に連絡をする。
- ・生活指導主任は管理職の助言の元、いじめ対策委員会を開き、必要に応じて関係諸機関に連絡する。
- ・定期的に行われる学年会等で情報交換を行い、生活指導部会、特別支援校内委員会で、組織的に相談出来る体制を整え、指導方針の共有を図る。

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒が落ち着いて学校生活を送れる環境を確保する。
- ・いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取り組みやいじめを撲滅する啓発活動を行う。
- ・いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、区教育委員会、児童相談所、蒲田警察署、大森少年センター、子ども家庭支援センター、その他の専門的知識を有する機関と連携して対応する。

#### (4) 重大事態への対処

いじめられた生徒の安全を確保した上で速やかに次のことを実行する。

- ①重大事態が発生した旨を直ちに区教育委員会に報告する。
- ②重大事態発生については、区教育委員会と協議の上、本校いじめ対策委員会と連携する。
- ③重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び区教育委員会が行う調査に協力する。
- ④いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携し対処を行う。
- ⑤いじめられた生徒が落ち着いて学校生活を送れるよう環境を確保する。
- ⑥いじめに関する情報を保護者に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ⑦必要に応じ、生徒や保護者への心のケアを行う。
- ⑧関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ⑨報告された重大事態の調査結果についての区の調査（再調査）に協力する。

#### (5) 関係機関等と連携した取組の推進

- ・「学校運営協議会」で、学校の課題を報告する。
- ・児童相談所、蒲田警察署、大森少年センター、子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカー、その他の専門的知識を有する機関との連携を図る。
- ・本校に関する情報は、どのような情報でも、積極的に情報を得られるよう、地域、家庭への情報提供を呼びかける。

### 3 組織等の設置

- (1) 本校の「学校いじめ対策委員会」は、迅速な対応と方針決定のための第一委員会と、全教職員での情報共有のための第二委員会を設置する。
- (2) 第一委員会は、校長、副校長、生活指導主任、事例における当該学年主任により設置し、情報共有、方針決定、意志決定を組織的に行う。
- (3) 第二委員会は、実効的ないじめ防止に関する取組を行うため、校長、副校長、生活指導主任、各学年及び特別支援学級の生活指導担当で構成される生活指導部会と、校長、副校長、各学年及び特別支援学級の特別支援担当、養護教諭、スクールカウンセラーで構成される特別支援校内委員会とし、教職員が一丸となり、共通理解のもと実効的ないじめ防止に関する取組を組織的に行う。
- (4) 重大事態が発生した場合には、速やかに以下を行う。
  - ・区教育委員会と協議の上、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
  - ・速やかに区教育委員会へ報告、協議の上、安全確保と不安解消のための支援、保護者への対応方針の経過の説明、不安解消のための支援、外部機関との連携を行う。